

罰則及び制裁の強化等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、特定技術の役務取引の許可及び無許可取引等に対する制裁

国際的な平和及び安全の維持に関連のある、特定技術の提供等の役務取引については従来から通商産業大臣による許可を受けなければならないこととされていたが、これを特掲し、その規制の趣旨をさらに明確化するとともに、許可を受けずに特定技術を特定の地域において提供する取引を行った者等に対して、三年以内の期間を限り、一定の役務取引、貨物の輸出等を禁止することができるものとする。

二、特定の貨物の輸出の許可及び無許可輸出に対する制裁

国際的な平和及び安全の維持に関連のある、特定の貨物の輸出については従来から通商産業大臣による承認を受けなければならないこととされていたが、これを特掲するとともに、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

また、許可を受けずにこの特定貨物を特定の地域に向けて輸出した者に対して、三年以内の期間を限り、貨物

の輸出及び特定技術を提供する取引を禁止することができるものとする。

三、工場への立入検査

この法律の施行に必要な限度において、主務大臣の職員が立ち入ることができる場所に、この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者の工場を追加する。

四、外務大臣からの意見等

通商産業大臣は、国際的な平和及び安全の維持に関連のある貨物の輸出及び技術の提供について、特に必要があると認める時は、外務大臣に意見を求めることができるものとする。また、外務大臣は、国際的な平和及び安全の維持のために特に必要があるときは通商産業大臣に意見を述べることができるものとする。

五、罰則の強化

無許可で特定技術を特定の地域において提供する取引を行った者及び無許可で特定の貨物を特定の地域に向けて輸出した者は五年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処するものとする。等罰則を強化するとともに、無許可で特定の貨物を特定の地域に向けて輸出しようとする者について未遂を処罰する規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際的な平和と安全を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び海外への技術の提供が、我が国の対外取引の正常な発展と我が国経済の健全な発展を阻害するおそれが強まってきた状況にかんがみ、これら違法な輸出等に係る罰則及び制裁の強化等を図ろうとするものであります。

すなわち、国際的な平和及び安全の維持に関連ある特定の貨物の輸出と特定の技術の提供についてこれを特掲し、その規制の趣旨を明確化するとともに、罰則を最高懲役三年から五年に、輸出禁止等の行政処分の期間を最高一年から三年に、それぞれ延長する等の措置を講じております。

委員会におきましては、長時間にわたり慎重な審査が行われ、ココム運営の実態と政府の今後の対応、東芝機械事件の経緯、米国議会における包括貿易法案審議の今後の見通し、「国際的な平和と安全の維持」の具体的な内容、罰則強化の趣旨等の諸点について、質疑が行われましたが、

その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同福間理事より反対、自由民主党前田理事より賛成、公明党・国民会議矢原委員より反対、民社党・国民連合井上委員より賛成、日本共産党市川理事より反対、の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、近年建物等における電気設備の大型化等に伴い、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に起因する停電等の事故の発生が増加している現状にかんがみ、その作業段階での保安を強化して事故の未然防止を図るため、必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、電気工事士法の一部改正

(一) 電気工事士を第一種及び第二種電気工事士に類別し、現行電気工事士を第二種電気工事士に格付けするとともに、より高度の電気工事を取り扱う第一種電気工事士の資格を定める。

(二) 五十キロワット以上五百キロワット未満の需要設備である自家用電気工作物に係る電気工事の作業を第一種電気工事士に義務付けるとともに、五十キロワット未満の需要設備である一般用電気工作物に係る電気工事の作業を第一種または第二種電気工事士に義務付ける。また、自家用電気工作物のうち特殊なものに係る電気工事（特殊電気工事）の作業を通商産業大臣が認定する特種電気工事資格者に義務付けるとともに、自家用電気工作物に係る電気工事のうち簡易なもの（簡易電気工事）に従事することができる認定電気工事従事者を通商産業大臣が認定できるものとする。

二、電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正

(一) 自家用電気工作物に係る電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者に対し、通商産業大臣または都道府県知事への電気工事業の開始の事前通知を義務付

ける。

(二) 電気工事業者に対し、自家用電気工作物に係る電気工事につき第一種電気工事士の使用を義務付けるとともに、特殊電気工事につき特種電気工事資格者の使用を義務付ける。また、電気工事業者は、簡易電気工事については認定電気工事従事者を従事させることができる。

委員長報告

ただいま議題となりました電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

近年、急速に増加しているビル等の大型電気設備である自家用電気工作物について、工事者の電気保安の知識の不足による工事不良を原因とする事故が多発しております。

本法律案は、一般家庭の電気設備である一般用電気工作物と同様に、その工事について、電気工事士等に従事させることを義務付ける等の措置を講じ、工事段階での保安を強化して事故を未然に防止しようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院商工委員会提出に係るものであります。

委員会におきましては、衆議院商工委員長及び政府側に対して質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。